

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2008-502172(P2008-502172A)

【公表日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-003

【出願番号】特願2006-520533(P2006-520533)

【国際特許分類】

H 04 M 1/57 (2006.01)

H 04 Q 7/38 (2006.01)

H 04 M 1/725 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/57

H 04 B 7/26 109 R

H 04 M 1/725

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月26日(2008.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

他通信端末との間で電話又は電子メールによる通信を行う通信端末であって、

他通信端末の電話番号又は電子メールアドレスを少なくとも含む個人情報と、当該個人情報の当該通信端末の画面への表示が可能か否かを指示する提供属性とを受信する受信部と、

前記受信部で受信された前記他通信端末から取得した1つ以上の個人情報及び提供属性を蓄積する個人情報記憶部と、

前記個人情報記憶部に記憶されている1つ以上の個人情報の中から、選択された個人情報と、前記個人情報に対応付けられた提供属性とを抽出する個人情報抽出部と、

前記抽出した個人情報の当該通信端末の画面への表示可否を、前記抽出した提供属性を用いて判定する個人情報判定部と、

前記個人情報判定部の判定が表示可の場合、前記抽出した個人情報の画面への表示を行い、前記個人情報判定部の判定が表示不可の場合、前記抽出した個人情報の画面への表示を行わない表示部と、

前記抽出した個人情報に含まれる電話番号又は電子メールアドレスを宛先として、前記他通信端末への通信を行う通信部とを備え、

前記個人情報判定部の判定が表示不可の場合でも、前記通信部は、前記抽出した個人情報を使用して通信することが可能であることを特徴とする、通信端末。

【請求項2】

前記提供属性は、当該個人情報の当該通信端末の画面への表示が可能か否かを指示すると共に、当該個人情報の当該通信端末から外部への提供が可能か否かを示すことを特徴とする、請求項1に記載の通信端末。

【請求項3】

前記他通信端末から取得した個人情報には、その情報の有効期限が含まれており、

前記有効期限が経過している前記他通信端末から取得した個人情報を使用した電話の発

信及び電子メールの送信を規制する個人情報更新部をさらに備えることを特徴とする、請求項1に記載の通信端末。

【請求項4】

前記個人情報更新部は、前記他通信端末から取得した個人情報の有効期限が経過して規制がかかったことを、前記通信端末の利用者に知らせることを特徴とする、請求項3に記載の通信端末。

【請求項5】

前記個人情報更新部は、前記有効期限が経過している個人情報を前記個人情報記憶部から削除することを特徴とする、請求項3に記載の通信端末。

【請求項6】

当該通信端末への着信を受けた場合、前記個人情報抽出部は、前記個人情報記憶部から、前記着信元の電話番号に対応する個人情報と提供属性を抽出し、

前記個人情報判定部は、前記着信元の電話番号に対する表示可否を、前記個人情報抽出部が抽出した提供属性を用いて判定し、

前記着信元の電話番号が表示不可の場合、前記表示部は、前記着信元の電話番号を非表示とした着信表示画面を表示することを特徴とする、請求項1に記載の通信端末。

【請求項7】

当該通信端末の着信履歴を表示する場合、前記個人情報抽出部は、前記個人情報記憶部から、所定数の個人情報と前記個人情報に対応付けられた提供属性を抽出し、

前記個人情報判定部は、前記抽出した各個人情報の電話番号に対する表示可否を、前記個人情報抽出部が抽出した提供属性を用いて判定し、

前記表示部は、前記表示可の電話番号を表示し、前記表示不可の電話番号を非表示とした着信履歴表示画面を表示することを特徴とする、請求項1に記載の通信端末。

【請求項8】

他通信端末との間で電話又は電子メールによる通信を行う通信端末が実行する情報開示制限方法であって、

他通信端末の電話番号又は電子メールアドレスを少なくとも含む個人情報と、当該個人情報の当該通信端末の画面への表示が可能か否かを指示する提供属性とを受信するステップと、

受信された前記他通信端末から取得した1つ以上の個人情報及び提供属性を蓄積するステップと、

前記蓄積された1つ以上の個人情報の中から、選択された個人情報と、前記個人情報に対応付けられた提供属性とを抽出するステップと、

前記抽出した個人情報の当該通信端末の画面への表示可否を、前記抽出した提供属性を用いて判定するステップと、

前記判定するステップで表示可と判定された場合、前記抽出した個人情報の画面への表示を行い、前記個人情報判定部の判定が表示不可の場合、前記抽出した個人情報の画面への表示を行わないステップと、

前記抽出した個人情報に含まれる電話番号又は電子メールアドレスを宛先として、前記他通信端末への通信を行うステップとを備え、

前記判定するステップで表示不可と判定された場合でも、前記通信を行うステップは、前記抽出した個人情報を使用して通信することが可能であることを特徴とする、情報開示制限方法。

【請求項9】

他通信端末との間で電話又は電子メールによる通信を行う通信端末で実行される情報開示制限プログラムであって、

他通信端末の電話番号又は電子メールアドレスを少なくとも含む個人情報と、当該個人情報の当該通信端末の画面への表示が可能か否かを指示する提供属性とを受信するステップと、

受信された前記他通信端末から取得した1つ以上の個人情報及び提供属性を蓄積するス

テップと、

前記蓄積された1つ以上の個人情報の中から、選択された個人情報と、前記個人情報に
対応付けられた提供属性とを抽出するステップと、

前記抽出した個人情報の当該通信端末の画面への表示可否を、前記抽出した提供属性を
用いて判定するステップと、

前記判定するステップで表示可と判定された場合、前記抽出した個人情報の画面への表
示を行い、前記個人情報判定部の判定が表示不可の場合、前記抽出した個人情報の画面へ
の表示を行わないステップと、

前記抽出した個人情報に含まれる電話番号又は電子メールアドレスを宛先として、前記
他通信端末への通信を行うステップとを実行させ、

前記判定するステップで表示不可と判定された場合でも、前記通信を行うステップは、
前記抽出した個人情報を使用して通信することが可能であることを特徴とする、情報開示
制限プログラム。

【請求項 10】

他通信端末との間で電話又は電子メールによる通信を行う通信端末で実行されるプログラ
ムを記録した記録媒体であって、

他通信端末の電話番号又は電子メールアドレスを少なくとも含む個人情報と、当該個人
情報の当該通信端末の画面への表示が可能か否かを指示する提供属性とを受信するステッ
プと、

受信された前記他通信端末から取得した1つ以上の個人情報及び提供属性を蓄積するス
テップと、

前記蓄積された1つ以上の個人情報の中から、選択された個人情報と、前記個人情報に
対応付けられた提供属性とを抽出するステップと、

前記抽出した個人情報の当該通信端末の画面への表示可否を、前記抽出した提供属性を
用いて判定するステップと、

前記判定するステップで表示可と判定された場合、前記抽出した個人情報の画面への表
示を行い、前記個人情報判定部の判定が表示不可の場合、前記抽出した個人情報の画面へ
の表示を行わないステップと、

前記抽出した個人情報に含まれる電話番号又は電子メールアドレスを宛先として、前記
他通信端末への通信を行うステップとを実行させ、

前記判定するステップで表示不可と判定された場合でも、前記通信を行うステップは、
前記抽出した個人情報を使用して通信することが可能であることを特徴とするプログラム
を記録した、記録媒体。